

記載にあたっての留意事項

	該当箇所	留意事項
1	様式3-2 処遇改善加算でのグループ別内訳(A)(B)	<p>特定処遇改善加算を算定している事業所については、特定処遇改善加算のグループ分け(A)(B)それぞれの職員に支払った処遇改善加算額の記載をお願いします。</p> <p>特定処遇改善加算を算定していない事業所については、可能であれば職員を(A)(B)に分けて記載を、難しいようであれば(A)もしくは(B)のいずれかに記載をお願いします。</p> <p>(A)(B)の区別については特定処遇改善加算のとおりです。</p>
2	様式3-2の「本年度の賃金の総額」 ※特定処遇改善加算を算定している場合	<p>賃金の総額については処遇改善加算、特定処遇改善加算のそれぞれで改善した給与等の区別なく年間の賃金の総額を記載ください。それぞれの加算額を除く必要はありません。</p> <p>そのため、処遇改善加算の賃金の総額と特定処遇改善加算のグループ(A)(B)の賃金の総額の合計額は同じになるはずです。</p>
3	様式3-1の「2実績報告」の特 定処遇改善加算の欄 ※特定処遇改善加算を算定 していない場合	<p>特定処遇改善加算を算定していない場合にあっても、様式3-2に処遇改善加算に係るデータを入力した際に、様式3-1の「2実績報告」の特 定処遇改善加算の欄にマイナス表記と欄外AL26のセルに「×」が表示されますが、特定処遇改善加算を算定していない事業所については無視していただいて構いません。</p>
4	様式3-1「2実績報告」② ii) 前年度の賃金の総額	<p>間違いなく賃金改善を行ったにもかかわらず、①<②とならない場合、②iiの見直しをお願いします。</p> <p>②iiは計画書の額を転記することとなっておりますが、従業員数の変動等や上記2の関係により額に変更がある場合は実態に即した額に変更してください。</p> <p>その場合は、「令和3年度に賃金改善を行った職員（新規採用の場合等は同等の職員）の令和2年1月～12月の全ての賃金の総額（処遇改善加算及び特定処遇改善加算を除いた額）」を記載してください。</p>
5	様式3-2「介護職員処遇改善支援補助金による賃金改善の総額」	<p>処遇改善加算による賃金改善の実施期間中に介護職員処遇改善支援補助金による賃金改善も行った場合には、様式3-2の「介護職員処遇改善支援補助金による賃金改善の総額」を忘れずに記載してください。</p>